

改正

昭和59年9月29日条例第22号

平成9年3月25日条例第7号

平成10年3月24日条例第11号

平成12年12月21日条例第36号

平成24年3月29日条例第22号

我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全するため、ラブホテルの建築に関し、必要な規制を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **ホテル**等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する**ホテル**営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する建築物をいう。
- (2) **ラブホテル** **ホテル**等のうち主として、異性を同伴する客に旅館業法第2条第6項に規定する宿泊をさせるもの又は次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 客室への出入りが主要玄関、ロビー、フロント等を通り利用する構造を有しないもの
 - イ 帳場、フロント等が開放的な構造を有しないもの
 - ウ 会議、催物、宴会等の集会の用に供する施設を有しないもの
 - エ 食堂、レストラン、喫茶室等客の飲食の用に供する施設及びこれらに付随する厨房等の施設を有しないもの
 - オ ロビーに接し、又は近接する便所で、男子用、女子用の区分のある施設を有しないもの
 - カ 建築物の形態、意匠、屋外広告物、照明、色彩等が周辺の環境に調和しないもの
 - キ その他市長が必要と認め規則に定めるもの
- (3) 建築 **ホテル**等の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、模様替え又は既存建築物を**ホテル**等の用に供すること若しくはラブ**ホテル**以外の**ホテル**等をラブ**ホテル**の用に供することをいう。

(規制区域)

第3条 次に掲げる地域又は区域(以下「規制区域」という。)においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域(同法第7条第1項に規定する市街化調整区域を含む。)
 - (2) 商業地域であつて、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設又は同法第12条の4に規定する児童相談所に設置した一時保護施設
 - エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)
 - オ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館
 - カ 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規定する公民館
 - キ 旅館業法施行条例(昭和33年千葉県条例第7号)第2条第1項第6号の規定により千葉県知事が指定した青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等
 - ク 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、市長がその周辺における良好な生活環境及び青少年の健全な教育環境を保護する必要があると認めて指定する施設
- 2 **ホテル**等の敷地が規制区域の内外にわたる場合においては、その敷地のすべてについて規制区

域内にあるものとみなす。

(申請等)

第4条 前条の規制区域内において、**ホテル**等の建築をしようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合、当該建築物がラブ**ホテル**に該当するか否かについて、第8条に規定する我孫子市**ホテル**等審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問するものとする。

3 市長は、審査会の答申に基づき、ラブ**ホテル**に該当するか否かを審査し、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

4 **ホテル**等を建築しようとする者は、前項に規定する通知を受けてから関係法令に基づく申請を行うものとする。

(規制区域外の届出等)

第5条 規制区域外において、**ホテル**等を建築しようとする者は、当該建築について市長に届け出なければならない。なお、届出については、前条第1項を準用し、同項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

2 市長は、規制区域外において、**ホテル**等を建築しようとする者に対し、必要な指導を行うことができる。

(中止命令等)

第6条 市長は、第3条の規定に違反して建築物を建築しようとする者又は建築している者に対し、必要な指導及び勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の指導及び勧告に従わない者に対し、建築の中止を命ずることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審査会)

第8条 市長の諮問機関として、審査会を置く。

2 審査会は、委員7人以内をもつて組織し、委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

7 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第10条 第6条第2項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）第2号の表に次のように加える。

ホテル等審査会委員	日額	4,500円
-----------	----	--------

附 則（昭和59年9月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月25日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の届出から適用し、同日前に届出のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月29日条例第22号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条第1項第2号ウの改正 公布の日

（2）第1条中我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例第8条の改正 平成24年4月1日

（3）第2条の規定 平成25年9月1日